

介護老人保健施設 葵の園・柳生  
(介護予防) 通所リハビリテーション  
重要事項説明書

1. 重要事項説明書①  
介護老人保健施設 葵の園・柳生  
(介護予防) 通所リハビリテーションのご案内
2. 重要事項説明書②  
利用者負担及び利用料金について
3. 重要事項説明書③  
個人情報の利用目的  
利用時リスク説明

別添 サービス利用料金表

<利用契約者> \_\_\_\_\_ 様

<事業者> 介護老人保健施設 葵の園・柳生  
仙台市太白区柳生字台 57 番地の 1

## 重要事項説明書①

## 介護老人保健施設 葵の園・柳生のご案内

(令和4年1月1日現在)

## 1. 事業所の概要

## (1) 事業所の名称等

・運営法人	医療法人社団 葵会
・法人所在地	千葉県柏市小青田 1-3-2
・代表者	理事長 新谷 幸義
・施設名	介護老人保健施設 葵の園・柳生
・施設所在地	宮城県仙台市太白区柳生字台 57 番地の 1
・施設長・管理者名	佐々木 繁美
・事業所番号	仙台市指定 0455480087
・許可年月日	平成 25 年 3 月 1 日
・電話番号	022-381-8668
・ファックス番号	022-306-6355

## (2) 事業目的、運営方針

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

- ① 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑥ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
- ⑦ 当施設では、虐待防止及び虐待等の早期発見の観点、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために虐待防止に関する指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

## (3) 営業日及び営業時間、定員、通常事業の実施地域

## ① 営業日及び営業時間

営業日は、祝祭日含み毎週月曜日から土曜日

ただし、年末年始の12月31日から1月3日は休業

営業時間は、営業日の午前8時30分から午後5時30分まで

② (介護予防) 通所リハビリテーション定員

利用定員：80人

③ 通常事業の実施地域

仙台市太白区(秋保・茂庭地区除く)、名取市

(4) (介護予防) 通所リハビリテーションの職員体制

職 種	当事業所の配置人員	業務内容
管理者(医師)	常勤兼務1	従業者の管理、業務の一元的管理
医師(管理者以外)	常勤兼務1以上	日常的な医学的対応
看護職員	常勤・非常勤専従1以上	医療行為、サービス計画に基づく看護
介護職員	常勤・非常勤専従15以上	サービス計画に基づく介護
理学療法士	常勤1以上	リハビリテーションマネジメント、 リハビリテーションの実施
作業療法士		
言語聴覚士		
管理栄養士	常勤兼務1以上	栄養管理、栄養マネジメント
事務職員その他	常勤兼務3以上	会計・庶務の事務、施設管理

※「兼務」は当該サービス以外の業務と兼務の場合

2. サービス内容

(1) (介護予防) 通所リハビリテーション計画の立案

(2) 食事(昼食) 11時55分～12時45分

(3) 入浴 利用者の身体の状態に応じてシャワー浴や清拭となる場合があります。

(4) 医学的管理・看護

(5) 介護

(6) リハビリテーション(理学療法・作業療法・言語療法)

(7) 栄養状態の管理、栄養マネジメント

(8) 利用者宅と施設間の送迎

(9) 理美容サービス(希望により通所リハビリテーション提供時間外に行う)

(10) 基本時間外施設利用サービス

(11) その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただく場合がありますので、具体的にご相談ください。

3. 事故発生の防止及び発生時の対応

(1) 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供時等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行います。

(2) 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

・ 蔡会仙台病院 宮城県仙台市若林区荒井東1-6-8

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた緊急連絡先に連絡します。

## 4. 施設利用に当たっての留意事項

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- (2) 飲酒、喫煙、火気の取扱いは、禁止させていただきます。
- (3) 設備・備品の利用については、担当職員にお申し出下さい。破損等があった場合は、現状の回復又は弁償して頂く場合があります。
- (4) 金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。持ち込んだ際の紛失について当施設では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- (5) スリッパ、サンダル等は転倒の恐れがある為、踵のある靴でのご利用をお願い致します。
- (6) 利用者間での物のやりとりなどは行わない様お願い致します。
- (7) ペット類・刃物類の持ち込みは出来ません。
- (8) 施設利用時の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止しております。
- (9) 他利用者への迷惑行為は禁止します。
- (10) 当施設は、身体的、精神的、性的、その他著しい不当な要求等のハラスメント行為を禁止しております。

## 5. 非常災害対策

- ・防災設備     スプリンクラー、自動火災報知、消火器、誘導灯、非常用発電
- ・防災訓練     年2回（うち夜間想定1回）
- ・当施設「消防計画」に沿って対応します。

## 6. 要望及び苦情等の処理体制

要望や苦情などは、担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、通所フロア内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

苦情受付担当者：通所リハビリテーションセンター 針生広美  
（電話022-381-8908）

## その他苦情受付行政機関

太白区役所 障害高齢課介護保険係	所在地 仙台市太白区長町南3-1-15 電話番号 022-247-1111 FAX: 022-247-3824 受付時間 毎週月～金曜日 8時30分～17時
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 仙台市青葉区上杉1-2-3 電話番号 022-222-7700 FAX: 022-222-7260 受付時間 毎週月～金曜日 9時～16時
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 仙台市青葉区上杉3-3-1 みやぎハートフルセンター4階 電話番号 022-716-9674 FAX: 022-716-9298 受付時間 毎週月～金曜日 8時30分～17時

## 重要事項説明書②

### 利用者負担及び利用料金について

#### 1. 利用者負担について

- (1) (介護予防) 通所リハビリテーションをご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる介護保険負担割合証に基づき、1割、2割、3割の自己負担分と保険給付対象外の費用(食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、教養娯楽費、理美容代、倶楽部・行事等で使用する材料費の実費等)を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付のサービスは、利用を希望されるサービス(通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション)毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、事業所の所在する地域(地域加算)や利用料も事業所ごとの設定となっております。

- (2) 介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なっています。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、(介護予防)通所リハビリテーションは、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅介護支援事業所または介護予防支援事業者の介護支援専門員が作成する居宅支援サービス計画(ケアプラン)を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができません。また、入浴等の加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

#### 2. 利用料金について

利用者より、利用料及びその他の費用を別添「サービス利用料金表」のとおりお支払いいただきます。

- (1) 保険給付の自己負担額をお支払いいただきます。
- (2) 特別なサービス等の費用として、(通常の事業実施地域外の場合)利用者の送迎費をお支払いいただきます。
- (3) 日常生活費食費、その他の日常生活費、その他費用等、ご利用いただいた費用についてお支払いいただきます。
- (4) 毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日(土・日・祝日の場合は翌日)に指定の口座引き落としにてお支払いいただきます。
- (5) お支払い方法は、金融機関口座自動引き落としとさせていただきます。ただし、金融機関口座自動引き落としが困難な場合は、金融機関からの口座振り込みでも対応致しますのでご相談ください。原則、現金でのお支払いは対応致しかねます。
- 領収書は、口座引き落とし確認後お支払い月の翌月に発行いたします。

## 重要事項説明書③

## 個人情報の使用目的

(令和元年5月1日現在)

介護老人保健施設 葵の園・柳生では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、使用目的を以下のとおり定めます。

## 【利用者への介護サービスの提供に必要な使用目的】

〔介護老人保健施設内部での使用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －利用状況等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う使用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の使用目的】

〔当施設の内部での使用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る使用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## 利用時リスク説明

当施設ではご利用様が快適に（介護予防）通所リハビリテーションをご利用いただけますように、安全な環境作りに努めておりますが、ご利用様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

- ・加齢に伴い骨はもろくなり、容易に骨折する恐れがあります。
- ・加齢に伴い皮膚は薄くなり、少しの摩擦でも表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ・加齢に伴い血管はもろくなり、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状態にあります。
- ・加齢に伴い口腔機能（嚥下・咀嚼）が低下し、誤嚥や窒息の危険性が高い状態にあります。
- ・嚥下機能に問題のない方であっても、認知機能の低下により、異食・誤嚥・窒息の危険性が高まります。
- ・介護老人保健施設はリハビリ施設であり、原則的に身体拘束を行いません。行動を制限できないことによる転倒・転落、それに伴い骨折・外傷・頭蓋内損傷等の恐れがあります。
- ・脳や心臓の疾患によっては状態が急変される場合もあります。
- ・本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- ・利用中に心身の状態が急変したり、受診が必要と判断した場合は緊急連絡先に連絡させて頂きお迎えをお願いする場合があります。

このことは、ご自宅でも起こりうることで十分ご注意くださいようお願い申し上げます。なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。